

平成 2 7 年第 1 回（1 月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成27年1月20日(火)
開会10時00分 閉会10時42分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義 若山 清敏
瀬口 勝美 高原 孝幸
井上 幸子 宇佐 正人
樋口 翌 太田 克弘
菊 啓治

奥家 信弘
賀部 正直 豊田 和義
是木 則幸 土屋 豊一

欠席委員の氏名 守口 正典

4. 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について 1件
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 2件
議案第3号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の承認について
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さん少し時期が遅くなりましたが、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成27年第1回(1月)総会を開催いたします。 なお、本日は守口委員より都合により欠席の連絡をいただいておりますので委員14名での開催となります。 それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	先ほど事務局長が申されたとおり少し時期が遅くなりましたが、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

	<p>それでは、ただいまから平成27年第1回(1月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には菊委員、豊田委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>															
事務局	<p>あらためまして、委員の皆さん明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。</p>															
	<p>それでは1ページをご覧ください。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について」です。</p>															
	<p>この案件は譲渡契約に基づき、農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p>															
	<table border="0"> <tr> <td>申請農地：吉富町大字今吉226番地</td> <td>田</td> <td>178㎡</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字今吉227番地1</td> <td>田</td> <td>719㎡</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字今吉227番地3</td> <td>田</td> <td>35㎡</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字今吉226番地4</td> <td>田</td> <td>8.54㎡</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>940.54㎡</td> </tr> </table>	申請農地：吉富町大字今吉226番地	田	178㎡	吉富町大字今吉227番地1	田	719㎡	吉富町大字今吉227番地3	田	35㎡	吉富町大字今吉226番地4	田	8.54㎡	合計		940.54㎡
申請農地：吉富町大字今吉226番地	田	178㎡														
吉富町大字今吉227番地1	田	719㎡														
吉富町大字今吉227番地3	田	35㎡														
吉富町大字今吉226番地4	田	8.54㎡														
合計		940.54㎡														
	<p>譲受人：吉富町大字今吉〇〇〇番地 Y. A</p>															
	<p>譲渡人：吉富町大字今吉〇〇〇番地1 Y. T</p>															
	<p>(その他議案内容朗読及びP2からP6説明)</p>															
	<p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当いたしません。譲渡人は高齢で今後は農地の管理が難しくなるので、近接地所有者のYさんに所有権移転ということであり、Yさんは農地取得後の経営面積も4,596㎡となり、本町の農地下限面積の30a以上の保有となり問題はないと思われます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>															
是木会長	<p>それでは、地元委員の豊田委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>															
豊田委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。今後ご本人は高齢で農地の管理が出来ないと言うことで、隣地の方への売買ですので問題ないと思われます。</p>															
是木会長	<p>豊田委員並びに事務局より説明がありました。</p>															
	<p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>															
各委員	<p>(質疑なし)</p>															
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第1号については承認することにご異議はございませんか。</p>															
各委員	<p>(異議なし)</p>															
是木会長	<p>では、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について」は承認することと決まします。</p>															
	<p>つづいて、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可</p>															

事務局	<p>申請書について」を上程いたします。今回は2件の申請があるので事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>7ページをご覧ください。「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。先ず番号1の説明です。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字幸子307番地9 田 284㎡</p> <p>譲渡人：中津市○○○○番地 T. Y(持分2分の1)</p> <p>中津市○○町○○番地○ T. H(持分2分の1)</p> <p>譲受人：吉富町大字小祝○○○番地○ T. K</p> <p>転用理由：一般住宅(木造二階建)1棟 建築面積 68.11㎡</p> <p>駐車場</p> <p>(その他議案内容朗読及びP8からP14説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の賀部委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
賀部委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。現在はこの近隣は新興住宅地となっており、排水についても、合併処理浄化槽で処理するということですので、問題ないと思われます。</p>
是木会長	<p>賀部委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第2号-1については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、議案第2号-1に関しては承認することと決めます。</p> <p>続きまして、議案第2号-2について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に番号2の説明です。再度7ページをご覧ください。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字小犬丸472番地1 田 247㎡</p> <p>譲渡人：中津市○○町○丁目○○番地○ N. M</p> <p>譲受人：吉富町大字別府○○○番地○ U. Y</p> <p>転用理由：一般住宅(木造二階建)1棟 建築面積 101.55㎡</p> <p>駐車場</p> <p>(その他議案内容朗読及びP15からP21説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。</p>

<p>是木会長</p>	<p>なお、地元委員の守口委員からも手前の宅地と一緒に使うというので、隣地承諾もありますし、排水についても、公共下水道で処理するという事ですので、問題ないと思われます。との連絡を受けています。よろしくご審議願います。</p> <p>事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>ございませんようでしたら、議案第2号-2については承認することにご異議はございませんか。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、議案第2号-2に関しては承認することと決めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>これにより「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は2箇所とも承認することとします。続きまして、「議案第3号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>P22 議案朗読。議案中の施行令第3条第2項の内容ですが、簡単に説明しますと、選挙権を有する者は毎年1月1日現在により1月10日までに名簿登録申請書を農業委員会へ提出し、農業委員会は1月31日までに、内容について意見を附して選挙管理委員会へ送付することとなっています。ちなみに選挙管理委員会はそれを受け2月20日までに名簿を調整することとなっています。そのため、毎年この1月の総会にて皆様に登録申請内容のご確認をお願いしている次第です。</p> <p>次に名簿登録の要件ですが、次の3要件を満たす方が登録されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業委員会の区域内に住所を有する者 2. 年齢がH27. 3. 31で満20歳に達する者 (H7. 4. 1までに生まれた者) 3. 10a以上の農地につき耕作の業務を営む者、又はその耕作の業務を営む者の同居の親族又はその配偶者で1年間の耕作従事日数が概ね60日以上の人となっています。 <p>今から各地区の委員さんへご担当の各地区の名簿の内容を確認いただきたいのですが、事務局としては「農地の面積」、「耕作の業務を営む者」の判断は耕作台帳上の耕作面積及び耕作名義人と判断しています。</p> <p>また、「同居の親族又はその配偶者」の判断は客観的判断を行うため町の住民基本台帳に沿って同一世帯であるかをチェックしています。法上には住民基本台帳との整合させる必要はうたわれていませんが、登録申請の中には全く別の住居世帯者であっても親子の場合等は同居者として掲載している案件が数多くあります。今回チェ</p>

	<p>ックを行い欠格と判定したのは、その世帯の方が自ら生計が異なると住民課へ意志表示をして届け出て、住民票が分かれている訳でもあります。そういったことから事務局としては、全域で統一した客観的な判断で事前チェックを行うため、住民基本台帳を確認し提案しています。それと、明らかに過去1年以上施設等へ入院・入所していると判断される方は60日の耕作従事要件を満たしていないとの意見を附しています。各委員の手元の名簿について、明らかにその様な方がいる場合は、農業委員会として意見を附す訳ですから、この場にてご指摘をお願いします。以上です。</p> <p>事務局より説明がありました。</p>
是木会長	<p>選挙人名簿登載申請書について地元委員さんのお手元にありますので、見ていただきたいと思います。それでは今から確認を行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
各委員 事務局	<p>本人が申請している耕作面積と委員会認定面積が違っているが？自己所有面積を書かれている方もおられますが、委員会のチェック面積は耕作台帳面積となっています。</p>
各委員 事務局	<p>申請者で亡くなっている方がおられるが？</p>
各委員 是木会長	<p>耕作名義人の変更が出されているので、変更して提出します。 (担当地区確認)</p> <p>それでは、色々貴重なご意見をいただいたようではありますが、この名簿の件につきまして同居の判断基準まで含め承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員 是木会長	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第3号に関しましては承認することと決めます。 次に報告事項があります。</p>
事務局	<p>まず「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>23ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。今回2件あります。</p> <p>先ずFさんとM. Kさんとの3年間の利用権ですが、借手の都合による合意解約です。</p> <p>次にFさんとM. Kさんとの3年間の利用権ですが、これも借手の都合による合意解約です。</p> <p>両件につきましては、麦の作付け関係によるものです。</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。</p>
各委員 是木会長	<p>(質疑なし)</p> <p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p>
各委員	<p>(各地区内での情報交換)</p>

是木会長	その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	予定どおり、2月10日（火）10：00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。
各委員	（異議なし）
是木会長	それでは、これもちまして平成27年第1回（1月）総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。
	10時42分 閉会